

転出される方へ

- ◇ 帯広市にお住まいの間は、本市発展のためにご協力をいただき、誠にありがとうございました。
- ◇ 新住所に住み始めてから**14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。
手続きには次のものが必要となります。
 - ①『転出証明書』
 - ②届出人の本人確認ができるもの
『運転免許証』・『個人番号カード（マイナンバーカード）』（お持ちの方）・『住民基本台帳カード』（お持ちの方）・『在留カード等（外国人のみ）』・『国民年金手帳（加入者のみ）』・『保険証』等
 - ③『印鑑』
- ※ 転出証明書に記載されている異動日や新住所が変更になっても、そのまま変更後の市区町村役場へ転入届をしてください。
- ※ 国外へ転出された方が帰国して転入届をするときは、転出証明書のかわりに次の書類が必要です。
 - ① パスポート ② 戸籍謄本または抄本 ③ 戸籍の附票 ④在留カード等（外国人のみ）（転入される市区町村に本籍がある場合又は外国人は②・③は不要です。）
- ※ 住民基本台帳カードの交付は、平成27年12月末で終了となっておりますが、残存有効期間まで使用可能です。転入先での継続手続きが必要となり、本人確認のため暗証番号（数字4桁）が必要となります。
- ※ 『個人番号カード（マイナンバーカード）』は転入届と同時に提出してください。また、本人確認のための暗証番号（数字4桁）が必要となります。
- ※ マイナンバーカードをお持ちの方は、届出以降コンビニで住民票等を発行できません。転出をしない同一世帯の方も、転出されるご本人が転入届をするか、転出予定日を過ぎるまでは住民票の発行ができなくなります。
- ◇ 転出証明書を紛失した場合には、帯広市役所戸籍住民課④番窓口で転出証明書再発行の手続きをしてください。必要なものは、『印鑑』『届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）』です。代理人が手続きする場合は『委任状』が必要です。
- ◇ 都合により転出しなくなった場合には、帯広市役所戸籍住民課④番窓口で転出取消の手続きをしてください。必要なものは、『転出証明書』、『個人番号カード（マイナンバーカード）』（お持ちの方）、『住民基本台帳カード』（お持ちの方）、『届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）』です。代理人が手続きする場合は『委任状』が必要です。

裏面の「転出手続き一覧表」をご覧ください。

帯広市戸籍住民課住民記録係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 0155-65-4141(直通)

転出手続き一覧表

◇ 次に該当する方は、以下の手続きも必要となります。

該 当 者	帯 広 市 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
印 鑑 登 録 者	転出（予定）日をもって登録抹消となります。『登録カード』をお持ちの方はハサミを入れて破棄してください。	必要に応じて印鑑登録の手続きを行なってください。
住 基 カ ー ド 個人番号カード (マイナンバーカード)	住基カードは残存有効期間まで使用できます。 個人番号カード、住基カードは転入先で提出してください。	転入届と同時に提出してください。また、本人確認のため暗証番号（数字4桁）が必要となります。
国 民 健 康 保 険 加 入 者	1 階国保課へ『被保険者証』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
後 期 高 齢 者 医 療 被 保 険 者	1 階国保課へ『被保険者証』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
国 民 年 金 加 入 者 及 び 受 給 者	必要ありません。 ※国外に転出される方は、国民年金係にて手続きを確認してください。	国民年金担当課にて手続きをしてください。
公 立 小 中 学 校 の 児 童 ・ 生 徒	今までの学校で、『在学証明書』・『教科書給与証明書』の交付を受けてください。	『在学証明書』・『教科書給与証明書』を持参し、新しい学校の指定を受けてください。
乳 幼 児 医 療 受 給 者	3 階こども課へ『受給者証』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
児 童 手 当 (中学3年生まで)	3 階こども課で手続きをしてください。	認定請求の手続きをしてください。 ※手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
介 護 保 険 被 保 険 者	1 階介護高齢福祉課へ『被保険者証』をお返しください。	介護保険担当の窓口で介護認定の手続きをしてください。
重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 受 給 者	1 階障害福祉課へ『受給者証』をお返しください。	改めて加入手続きをしてください。
水 道	1 階上下水道部料金課に届けてください。届け出の際は、お客さま番号をお知らせください。	水道担当課にて手続きをしてください。
犬 の 飼 い 主	必要ありません。	犬の登録担当窓口で、転入の届出をしてください。新住所地での鑑札が交付されます。
高 齢 者 バ ス 券	1 階介護高齢福祉課へ『バス券』をお返しください。	新住所の市町村へお問い合わせください。